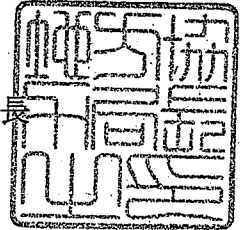


山梨県知事 殿

防衛省地方協力局長



北富士演習場使用協定の更新について

北富士演習場の使用につきましては、日ごろから格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

御承知のとおり、自衛隊及び米軍が本演習場を使用することに関し、平成20年3月、貴職と防衛大臣との間で北富士演習場使用協定（第8次）を締結したところでありますが、同協定は本年3月31日をもって有効期間が満了することとなります。これまでの間に寄せられました地元の皆様の御協力に対し、改めて深く感謝の意を表する次第であります。

申すまでもなく、北富士演習場は自衛隊及び米軍にとって、かけがえのない演習場であります。

したがって、防衛省といたしましては、本年4月1日以降も引き続き本演習場を使用いたしたく、現行使用協定の更新について申し入れますとともに、現行入会協定につきましても、更新が図られますよう併せてお願い申し上げますので、国の防衛の重要性に御理解を賜り、御協力くださいますようお願い申し上げます。

本演習場の使用につきましては、演習場の使用と周辺地域の発展を両立させるための措置が昭和48年3月に閣議了解され、貴職を始め関係者各位の御尽力によりその実現を見たところであります。また、その後の使用協定の更新に当たっての地元要望事項につきましては、貴職と協議の上、その実現に努めてきたところであります。現行使用協定の更新に関し、地元の皆様から種々の御要望もあろうかと存じますが、要望事項につきましては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）の枠組等により、できるだけ実施してまいりまいますので、本演習場の継続使用に御協力くださいますようお願い申し上げます。

写送付先：富士吉田市議会議長

山中湖村議会議長

忍野村議会議長

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議長